

社会福祉法人 CAI
チャイルドアカデミー上社保育園
病後児保育 利用規程

第1条 (目的)

この利用規程はチャイルドアカデミー上社保育園（以下、本園という）が「通常通園児童」の「病後児保育室」（医務室）の利用に加えて、「自主事業」の一種として「病後時保育」を実施する際に、対象児童の健康状況の特異性に考慮し、本園ならびに保護者が厳粛に守るべきお互いの倫理と責任を明確にし、もって対象児童の心身の安全を確実に確保することを目的とする。

第2条 (登録児童)

本園の「病後児保育」の対象児童は、「通常通園児童」ならびに、事前に保護者が「チャイルドクラブ」に入会し、会員資格をもつ「登録児童」（以下、登録児童という）に限る。

ただし、「登録児童」以外でも、通園時に体温37.5度未満であったものの、本園での保育中に37.5度以上になった児童で集団保育を続けるのが適切ではないと判断される「通常通園児童」、または保育中に体調が明らかにいつもと違う様子となってきた「通常通園児童」も、本園の判断と責任において、一時「病後児保育」（医務室の利用）の対象とする。

第3条 (「病後児保育」の対象児童)

本園の「病後児保育」の対象児童は、「通常通園児童」ならびに「登録児童」が以下に該当することになった場合とする。

- (1) 通園日がいずれかの病気回復直後であり、通園時に体温37.5度未満ながら、体力の回復が完全ではない、または集団生活に入るのが適切でないと考えられる場合で、医師の「病後児保育」の事前確認がある「通常通園児童」ならびに「登録児童」
- (2) 通園時に、体温37.5度以上38.5度未満にあり、医師の事前の診断があり、発熱の原因がはっきりしており、比較的体調がよいものと認められる場合で、医師の「病後児保育」の事前確認がある「通常通園児童」ならびに「登録児童」
- (3) 通園時に、体温37.5度未満であったものの、本園での保育中に37.5度以上になった場合で集団保育を続けるのが適切ではないと判断される場合、または保育中に体調が明らかにいつもと違う様子となってきた「通常通園児童」ならびに「登録児童」

第4条 (「病後児保育」の対象とならない場合)

- 1 「登録児童」であるなしに関わらず、以下の児童はいかなる理由でも保育は受諾できないものとする。

- (1) 通園時に、体温が38.5度未満でも、その発熱の原因が「不明」である場合、または児童の様子に「異常」が見られ、できるだけ早く、医師の診断を受けるべきと思われる場合
 - (2) 通園時に、体温が38.5度以上ある場合
 - (3) 通園時に、インフルエンザ・はしか・おたふく風邪・水疱瘡やその他の伝染性疾患など感染性のある病気にかかっている恐れのある場合、または完治していない場合。
- 2 なお、保護者が「チャイルドクラブ」に未入会で、その児童が通園時に、体温が37.5度以上あり集団保育を続けるのが適切ではないと判断される場合はその日の保育は受諾できない。

第5条（「病後児保育」の実施日時）

本園の「病後児保育」実施の対象日・時間は、祝日を除く平日（月から金）の午前8時30分～午後6時00時分までとする。看護師（または保育士）配置の都合もあり、土曜日・日曜日・祝日・その他の本園特別休園日の「病後児保育」は実施しない。

第6条（通園前の予約）

- 1 本園の「病後児保育」の利用は、前日から当日通園直前までの会員保護者からの「予約申し込み」と本園からの「予約受け入れ確認」を必要とする。
- 2 前項の「予約」「確認」のない児童は、「通常通園児童」ならびに「登録児童」であっても絶対に引き受けられない。

第7条（定員）

本園は「病後児保育」児童の安全のため、以下の定員を厳格に守ることとする。

- (1) 本園の「病後児保育」の定員は年齢構成に関係なく、一日当たり（時間別で）3名とする。
- (2) 本園は、「予約申し込み」はいかなる事情があっても、上記以上は受諾しない。
- (3) 通園後、保育中に発熱または体調不良のために「病後児保育室」（医務室）に移動せざるを得なくなった児童が発生したことでやむを得ず定員をオーバーした時間帯には、「病後児保育室」の状況を見て、臨時職員の配置など、園長は必要と判断される適切な緊急職員配置をとらなければならないものとする。

第8条（正常通園後の緊急連絡と待機）

- 1 通園時に、正常または体温37.5度未満でも、保育中に37.5度以上になった時、または体調が明らかにいつもと違う様子となった時は、本園は保護者に緊急連絡し、「通常通園児童」ならびに「登録児童」ともに、原則的に、1時間以内にお迎えに来ていただかなければならないものとする。
- 2 連絡後、対象児童は「病後児保育室」にて、看護師等付き添いの上、安静にお迎えを待つものとする。

第9条（病後児保育の開始）

- 1 「通常通園児童」は、緊急連絡後、いずれかの事情で1時間以内にお迎えに来られなかった場合でも、

午後6時まで、料金発生は免除する。

- 2 「登録児童」は、緊急連絡時に保護者の希望がある、なしにかかわらず、連絡1時間経過以後から、(有料)「病後児保育」を開始するものとする。
- 3、ただし、病後児保育は午後6時にて終了である。「通常通園児童」「登録児童」ともに、午後6時までに必ずお迎えに来ること。万一、午後6時以後のお迎えになった場合は「5割」の割り増し料金となる。
- 4、また、緊急連絡が午後5時過ぎになった場合、「通常通園児童」「登録児童」ともに、お迎え予定時刻が午後6時までは午後6時以後、お迎え予定時刻が午後6時以後の場合は緊急連絡後1時間以後、それぞれ「5割」割り増し料金となる。

第10条(再緊急連絡)

前条により「病後児保育」を開始したものの、第4条のいずれかに該当するにいたったことが判明した場合には、再度、緊急連絡をする。この場合は必ず、早急にお迎えに来ていただくものとする。

第11条(お迎え時間の違反)

- (1) 第8条または第10条による所定の時間内に、お迎えに来ていただけなかった場合は以下とする。
 - ・チャイルドクラブ会員の場合、一度目は「**嚴重注意**」とするが、二度目以後は「チャイルドクラブ会員規約」に基づいて適正な処置をする。
 - ・チャイルドクラブ会員以外の「通常通園児童」の場合、名古屋市と相談し、適正な処置をとる。
- (2) 第5条にもかかわらず、お迎え時間が、病後児保育対象最終時間である午後6時00分を超えた場合には以後の病後児保育の利用をお断りすることとなる。

第12条(投薬について)

- (1) 本園では、原則的に保育中の「投薬」は引き受けない。もし、どうしても必要な場合で、本園所定の用紙への記入と申し込み方法によれば、医師の処方した「薬」に限って、引き受けることがある。
- (2) 「座薬」は一切引き受けない。ただし、過去「痙攣」などの経験があり、それらの防止のための「座薬」の必要がある場合は本園と相談のこと。

第13条(「病後児保育確認表」等)

- (1) 通園時に、所定の用紙＝「病後児保育確認表」への記入を必ず必要とし、保護者と本園との連絡を密にしなければならない。
- (2) 通園後の、「病後児保育」開始の場合でも、「病後児保育確認表」を使用するものとする。
- (3) いかなる場合でも、「病後児保育確認表」の伴わない病後児保育は実施できないものとする。

第14条(料金)

本園の病後児保育料金は別に定める。

第 15 条 (緊急事態)

以下の緊急事態が発生した場合は児童の心身の安全確保を最優先し、保護者との連絡が取れない場合でも、本園は独自の判断で「適切な緊急処置」がとれるものとする。

- (1) 体温が39.5度を超えた時
- (2) 痙攣、ひきつけ等、体調が「異常」な状態となった時、またはそのような兆候が現れた時
- (3) その他、本園が必要と思われた緊急事態発生の時

第 16 条 (緊急処置)

前条の「適切な緊急措置」とは、以下とする。

- (1) 本園への往診依頼、または職員が引率するなどして、保護者指定の病院・医師、または近隣の小児科等医師の診断を受けること。
- (2) 119番へ通報し、救急車の出動を依頼、搬送し、保護者指定の病院・医師、または近隣の病院・医師の診断を受けること。
- (3) その他、必要と思われるあらゆる緊急の処置をとること。

第 17 条 (緊急処置の費用負担)

前条に関わる費用負担は、原則として、園外引率職員の引率諸費用はすべて保護者の負担とする。

第 18 条 (違反)

本「病後児保育利用規程」のいずれかの条項に違反した保護者には第 11 条と同様の処置を執るものとする。

第 19 条 (改訂)

本「病後児保育利用規程」の改訂は、理事会の議決をもっておこなう。

附 則 1、この規定は平成 18 年 7 月 1 日より施行する。

2、この規定は平成 19 年 5 月 22 日改訂し、翌日より施行する。

3、この規定は平成 20 年 3 月 25 日改訂し、翌日より施行する。

4、この規定は平成 26 年 10 月 31 日改訂し、翌日より施行する。